

まち連だより



2016年
1・2月号



まち連HP

学園用地の“地盤安全率”が明らかに 結果は「既に滑っている」とされた数値 ～幸福の科学学園・関西校の校舎棟・寄宿舍棟の建築裁判～

幸福の科学学園・関西校の校舎棟・寄宿舍棟の除却・使用停止等の義務付けを求めた裁判で、学園用地の地盤データから算出した地盤安全率の数値が遂に明らかとなりました。この数値は、2015年12月28日に大津地裁が下した文書提出命令に応じて、大津市が大規模盛土造成地の変動予測調査結果の黒塗りを開示する形で提出されたものです。大津市の専門家意見書によれば、設計時の計画安全率は常時が1.5、地震時は1.0とすべきとの事ですが、開示文書に記された数値は設計で確保すべき指標を大幅に下回る数値でした。

評価者	安全率	調査地点	安全率(φ=15)		安全率(φ=0)		資料番号
			常時	地震時	常時	地震時	
原告弁護団		斜面 (図③)	N/A	N/A	0.819	0.386	甲26号証
被告弁護団 (民間企業検証書)		斜面 (図③)	3.084	1.134	N/A	N/A	乙2号証
大津市 (調査委託業者)	結果	斜面 (図③)	1.780	0.729	0.907	0.386	開示文書
		道路 (図②)	2.816	0.873	1.419	0.451	

安全率は常時=1.5、地震時=1.0を下回る



用語解説：大規模盛土造成地の変動予測調査
国交省通達に基づき、全国の自治体が一定条件を満たす盛土造成地の地盤調査を行う取組み。
学園用地に対しても、大津市が調査を依頼し、委託業者が報告書を提出していました。

非常に残念であったのは、今回公表された数値が、過去の大津市弁護士・専門家の反論書で「既に滑っている」と述べられた数値であったことです。

[乙2号証：大津市提出の専門家意見書より]
(原告が算出した) 解析結果による常時の安全率が0.819、地震時の安全率が0.386では、(中略) また、当然のことながら降雨の度に崩壊や地震動を受けるたびに**崩壊や地すべりが**起きていることになる。

大津市の過去の説明と矛盾する結果。危険という事ではないのか?

振り返ると、大津市は地盤に関する専門家協議会(2012年7月～)等の機会に「(住民が想像しているような)こんな低い安全率はありません」という趣旨で住民に繰り返し説明してきました。さらに、8300人を超える審査請求を伴った大津市建築審査会(2011-12年)の場でも、大津市職員が下記のように住民指摘を全面否定することで諮問委員を説得していました。

[2012年第1回大津市建築審査会・議事録]

都市計画部長：「通常時で0.8ということは、今でも滑っているということです。地震時はわかりませんが、通常地震以外のときに1を割っているということは、いつでも滑っている。この10年以上、概成して15年以上経っているが、0.8ということは不安定で、動いていつでも滑っているということになる」

「滑っている」と発言していた数値が大津市自身から裁判所に提出されたことは、明らかな自己矛盾であり、過去の住民説明の信憑性に大きな疑問符が付くことになりました。更には、この議論の結果である建築審査会の裁決を前提に学校設置等の判断がなされた事も忘れてはなりません。今後の公判での大津市の説明に注目していきたいと思えます。

関連解説：北大津まちづくりネットワークHPの記事のご紹介

大津地裁に提出された地盤調査結果や専門家意見書を引用して、詳細に解説がなされたWeb記事が掲載されています。[URL] <http://goo.gl/f5nEBo>



地盤調査文書の獲得は地元不安解消への第一歩

学園用地の地盤に見られた数々の危険兆候について、それを覆すような説明は学園からは無く、その機会も早々に打ち切られました。そのため、住民としては裁判を通じて確かな情報を得る他無い状況にありました。裁判所が下した文書提出命令の是非を巡っても、大津市が大阪高裁に抗告し文書開示がなされない可能性もありました。この懸念から、まち連は文書提出命令決定の直後に「抗告せず、文書開示に応じること」を求める申入書を提出するなど折衝を行ってきました。今回、地盤調査結果の数値データが無事に大津地裁に提出された事は、地域住民が確かな情報を知り・考える機会を得られた点で大きな成果だったと思えます。 文書開示に導いて頂いた弁護団の尽力に感謝致します。

建築裁判日程のお知らせ

(日程)

第19回 2016年3月2日(水)10時00分

第20回 2016年5月12日(木)10時00分

(場所) 大津地方裁判所

顧問弁護団による法律相談

京都第一法律事務所：

弁護士 飯田 昭、寺本 憲治、電話 0120-454-489

渡辺・玉村法律事務所：

弁護士 玉村 匡、竹中由佳理、電話 075-223-6161

けやき法律事務所：弁護士 浅井 亮、電話 075-211-4643

古家野法律事務所：弁護士 東岡 由希子、電話 075-223-2788